

静止地球環境観測衛星の運用等事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号) 第 6 条の規定に基づき、特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により、客観的な評価の結果を公表する。

平成 22 年 1 月 18 日

国土交通大臣 前原 誠司

静止地球環境観測衛星の運用等事業 特定事業の選定について

1. 事業の名称

静止地球環境観測衛星の運用等事業

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

静止地球環境観測衛星「ひまわり 8 号」及び「ひまわり 9 号」（以下「本事業衛星」という。）の衛星管制を行うために必要な施設

3. 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 前原 誠司（国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 47 条に基づき国土交通大臣の事務をつかさどる者
気象庁長官 櫻井 邦雄）

4. 事業の内容

入札公告等に定める手続によって選定された民間事業者（以下「落札者」という。）は、静止地球環境観測衛星の運用等事業（以下「本事業」という。）の遂行のみを目的とする「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。

- （1）対象施設（本事業衛星の衛星管制及び観測データの受信・処理・伝送に必要な施設をいう。以下同じ。）及び対象設備（本事業衛星の衛星管制及び放射計データ等に係る設備等をいう。以下同じ。）の整備等に関する業務
- （2）対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務
- （3）本事業衛星の運用に関する業務

なお、SPCは、対象施設及び対象設備については、必ずしも全てについて自ら所有権を有している必要はないが、平成 42 年 3 月 31 日又は本事業衛星の軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点（以下「事業期間等終了時点」という。）まで、確実に使用権原を確保することとする。

5. 事業方式

本事業は、SPCが自らの資金で対象施設及び対象設備の整備等及び維持管理等を行うとともに、これらを用いて本事業衛星の運用を行う。なお、本事業を国有地を使用して実施する場合は、事業期間等終了時点の後、建物は国に無償で譲渡し、それ以外の対象設備については、事業期間等終了時点までにSPCが撤去するものとし、民有地を使用して実施する場合は、事業期間等終了時点後も対象施設及び対象設備は国に譲渡を行わないもの

とする。

6. 事業期間

事業契約締結の日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間とする。

なお、国が実施する事業の要請により、平成 42 年 3 月 31 日までに本事業衛星の軌道外投棄が終了していなかった場合、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国は S P C に事前に通告することにより、本事業の事業期間を延長することができる。

7. 本事業の実施に要する費用に関する事項

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、国は、事業契約に基づき S P C が本事業を実施するにあたり要する以下の費用を、本事業衛星の運用を開始してから平成 42 年 3 月 31 日までの期間にわたり支払うこととする。

なお、本事業衛星の運用開始は平成 27 年 4 月を予定している。

- (1) 施設・設備整備費
- (2) 維持管理費
- (3) 運用費
- (4) その他の費用

8. 施設等の立地及び規模に関する事項

対象施設及び対象設備は、降雨による本事業衛星—地上間の電波伝搬の障害や地震・火山噴火時の予想震度・被害想定等に配慮して、北海道から九州地方の範囲に複数配置することとする。

この際、以下の条件を満たすこととする。

- ・主局は、関東地域（島嶼部を除く。）に配置すること。
- ・副局は、主局業務の継続が困難となった場合に、本事業衛星本体に影響を及ぼすことなく衛星管制業務を引き継ぐことができること。

なお、副局を機能毎に複数地域に分散して配置することは妨げないが、副局機能のうち、観測データの受信に係るものについては、正衛星の観測データを常時受信するために北海道地域（島嶼部を除く。）に配置すること。

また、S P C は、上記を満たすことを条件に、以下の国有地のうち、1 つ又は複数は無償で借用することができる。

- (1) 北海道 北海道函館市美原 3 丁目 4 - 4
- (2) 埼玉県 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 1440-1
- (3) 鹿児島県 鹿児島県西之表市西之表 16314-6

9. P F I 事業として実施することの定量的評価

本事業について、国が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較し、PFI事業により得られる定量的効果について分析を行った。なお、これらの前提条件は仮定のものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(1) 前提条件

①国が直接実施する場合

施設・設備整備費、維持管理費、運用費等について、これまでの事業実績及び市場調査等をもとに算出した。

②PFI事業として実施する場合

民間事業者の技術力や創意工夫により実現できると想定される費用を見込んで算出した。

③共通の前提条件

- ・インフレ率は考慮していない。
- ・割引率は4%とした。

(2) 評価結果

本事業をPFI事業として実施する場合には、国が直接実施する場合に比べて、本事業に必要な国の財政負担は、現在価値ベースで約8%程度軽減されることが期待できる。

10. PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合には、一般的なPFI事業と同様、次のような定性的効果が期待される。

- ・民間ノウハウの活用及び国のモニタリングによる安定した運用の実現
- ・施設・設備整備、維持管理及び運用の一括発注による業務の効率化

加えて、本事業特有の観点から、以下のような定性的評価が期待される。

- ・民間資金の活用による財政負担の平準化
- ・衛星管制等の新たな業務の開始に伴う人員確保や訓練等が軽減される等、国の業務の効率化を図ることが可能
- ・宇宙基本計画（平成21年6月2日宇宙開発戦略本部決定）にうたわれる宇宙産業の育成・強化

11. PFI事業として実施することの総合的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的及び定性的効果を期待できることから、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認め、PFI法第6条の規定に基づき、特定事業として選定することとする。